

令和８年度 第５回流山市福祉施策審議会会議録

日時

令和８年８月２６日（水）午後２時００分～午後４時２０分

場所

流山市ケアセンター 第１・第２研修室

出席委員

中会長 平井職務代理者 小野寺委員 河原委員
小林委員 中久木委員 国府委員 染谷委員
今井委員 石橋委員 池上委員 鳥羽委員

欠席委員

肥田委員 鎌田委員 石幡委員

出席職員

伊原健康福祉部長 宮澤健康福祉部次長兼介護支援課長
南雲社会福祉課長 時田高齢者支援課長 坂本障害者支援課長
石山児童発達支援センター所長 矢代健康増進課長

事務局（福祉政策課）

田村福祉政策課長 高橋福祉政策課長補佐 田中福祉政策係長
磯田主任主事 關口主事

傍聴者 なし

その他の参加者 手話通訳者２名 同行援護者１名

議題

- （１） 第５期地域福祉計画（案）について
- （２） 第１０期高齢者支援計画（案）について
- （３） 第７次障害者計画および第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画（案）について

(4) 第2期成年後見制度利用促進基本計画（案）について

資料

◎事前に配付した資料

- ・資料1 第10期高齢者支援計画（案）
- ・資料2 第7次障害者計画（案）
- ・資料3 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画（案）
- ・資料4 第2期成年後見制度利用促進基本計画（案）

◎当日配付したもの

- ・次第
- ・座席表
- ・第5期流山市地域福祉計画（概要版）
- ・第5期地域福祉計画の策定について（答申）（写し）

議事録（概要）

《配付資料確認》

（田中福祉政策係長）

本日はお忙しい中、令和8年度第5回流山市福祉施策審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、式次第に沿って、審議会を進めさせていただきます。時間は概ね2時間（4時まで）を予定しております。なお、本日4時から第5期流山市地域福祉計画の答申を行いますので、議事の進行についてご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、事前質疑につきましてはご提出がありませんでしたので、資料の配付はございません。

また、毎回をお願いになりますが、

- ・会議において発言される場合は、「ハイ」とご発声の上、手を挙げていただき、司会がお名前をお呼びしてから行うようお願いいたします。
- ・発言される際は、該当する資料の何ページと伝えていただき、委員が

資料を確認するのを待ってお話しいただくようお願いします。

・質疑の際は「これ、こちら、上の方」などの方向を指す言葉や、色、実線、点線などの視覚が必要な説明は避けていただきますようお願いいたします。

それではこれより、議事に移らせていただきます。

議事の進行につきましては、流山市附属機関に関する条例第5条第1項の規定に基づき、会長が会議の議長になることになっております。中会長お願いいたします。

（中会長）

議事に先立ち、本日の出席委員は12名で、委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定に基づいて、会議は成立していることをご報告します。

なお、市民参加条例等の規定により、審議会は公開となっております。

それでは、議題（1）第5期地域福祉計画計画（案）について、事務局からお願いします。

（田中福祉政策係長）

説明に先立ちまして、議事録作成のため、録音させて頂くことをご了承願います。

（田村福祉政策課長）

≪ 議題（1） 第5期地域福祉計画（案） について説明 ≫

（中会長）

それでは、議題（2）の第10期高齢者支援計画（案）について事務局から説明をお願いします。

（宮澤次長兼介護支援課長）

≪ 資料1 第10期高齢者支援計画（案） について説明 ≫

（中会長）

ただ今の事務局からの説明について、ご意見をお願いします。

（河原委員）

資料 1、高齢者支援計画なのですが、過去を見て将来の目標値を定めており、全体的によく出来た計画だと思います。

疑問点は 16 ページをみていただきたいのですが、口腔機能の低下が 25% となっていました。他の運動器の機能低下と低栄養についてはそれほど気にならなかったのですが、口腔機能の低下は大きな問題点だと思いました。健康上様々な影響を与え、特に嚥下等については重要な問題で、歯科医師会の協力も必要だと思いますが、口腔機能の向上に向けて、高齢者の歯の重要性についてもっと強調していただきたいと思います。

また私は社会福祉協議会に所属し、92 ページの介護支援サポーターの事務局です。先ほど、65 歳以上の高齢者人口が 47,000 人と聞きました。健康な人や働いている人も大勢いると思いますが、それにしても介護支援サポーターの数が少し少ないのではないかと考えております。介護支援サポーターが増えれば介護の人材は多少少なくて済むと思いますので、サポーター事業もこれから社会福祉協議会でも口腔医療制度の改善を含め検討し、サポーターの増員について努めていきたいと思っています。

（中会長）

16 ページ、口腔ケアの低下について、歯の重要性を強調した方がよいということでした。

（時田高齢者支援課長）

ご意見ありがとうございます。口腔機能について、81 ページをご覧ください。高齢者支援課では専門職として常勤の歯科衛生士がおり、地域に密着し通いの場で「かみかみ 100 歳体操」に取り組んでいるところです。周知啓発が少ないとのご指摘がありましたので、これからもパンフレット・PR 動画などを用い普及啓発に努めていきたいと思っています。

また 92 ページの介護支援サポーターの件について、社会福祉協議会と一緒に取り組んでいるところですが、委員がおっしゃったように、高

齢者の方の趣味、働く場、地域と、活躍する場が多くあるため、福祉の方に取り組む方が少ない状況にあります。社会福祉協議会と連携しPR拡大に努めていきます。

（中久木委員）

口腔の病気に関しては二の次になってしまう方が多い中で、20年ほど前から口腔ケアをすることで全身疾患のリスクを下げられること、健康な状態から虚弱体質になり病気になるが、虚弱の状態を早く知ることによって元の健康な状態に戻せることがだいぶ知られてくるようになりましたが、市や保健所と一緒に啓発し宣伝していかなければと思います。

病気になってからでは遅いですが、口腔ケアは手軽にできるので、口腔ケアがどれだけ大事か熟知していただくと虚弱、病気になる方が少なくなると考えているので、ぜひ、ここにおられる方もよろしく願います。

（石橋委員）

65ページ⑥高齢者の移動手段についてですが、ぐりーんバスの減便が高齢者の課題となっています。私は若葉台に住み、おおたかの森から西初石循環で、西初石からおおぐろの森中学校・若葉台と一周して片道1回160円でしたが、減便の影響で料金が距離により2段階・3段階ほど上がっています。ぐりーんバスは住宅地を走っているため乗客が増える可能性は少なく、料金を値上げしてもそれほど営業改善にはつながらないと思います。私自身は高齢者半額パスを利用しているので強くは言えませんが、減便で経費は少なくなっていると思うので、料金体系の見直しをご検討いただきたいと思います。

（中会長）

流山ぐりーんバスの減便及び料金体系についてのご意見でした。

（鳥羽委員）

民生委員をさせていただいておりますが、見守りしている方でバスに乗ることができない方が、移動手段がないと切実に訴えていました。介護タクシーについては、事業所や台数を増やしていただけたらと思いま

した。

また食事を作れない方については、ヘルパーに来て作っていただくこともあるのですが、102ページの市の給食サービスは感動しました。不足する部分はあるかもしれませんが、整理された高齢者支援計画となっており、私も高齢者として心強いです。ありがとうございます。これからよろしくお願いします。

（中会長）

介護タクシーの件と、ぐりーんバスの減便や料金値上げの背景について、事務局からいかがでしょうか。

（田村福祉政策課長）

ぐりーんバスの減便については、利用率と運転手不足が理由であるため、増やしてくださいと言ってもなかなか増えるものではありません。

高齢者移動手段の確保として、公共交通機関はもちろんのこと、ぐりーんバスのある地域もない地域も、少しでも不便を感じることを少なくなるよう、交通関連部局と連携し、福祉有償運送やその他の福祉的手段も用いて取り組んでいきます。

（高橋福祉政策課長補佐）

補足させていただきます。公共交通は従来、まちづくり推進課のみで議論してきましたが、地域の高齢者や障害者など交通弱者の方の視点は私たち健康福祉部が把握している問題であるため、両部で連携して議論していく問題と認識しています。

また、一旦公共交通サービスの量を減らしてしまうとこれから増やすことは大変なので、今あるサービスをいかに存続させるかという観点と、新しく地域の事業者と協力し、地域独自のサービスを見つけていくこと、双方の視点で考えていきます。

（平井委員）

私は駒木台に住んでいるのですが、ぐりーんバスは50%の利益率に届かないと廃止になるということで、これは大変と、自治会で推進委員会を立ち上げ、まちづくり推進課と委員で何回も話し合いの機会をもち、

利益率や運転手不足のことを伺いました。まちづくりは利益が必要ですが、福祉は高齢者の移動手段をいかに確保するかを重点的に考え、連携してほしいと思っていたので、今ご説明を聞いて安心しました。よろしくお願いします。

また自治会の委員会が市と話し合い、自治会の高齢者にぐりーんバスをもっと利用してもらえるよう、先ほど石橋委員も利用されているとおっしゃっていた半額券の申請を自治会でまとめて代行すると、利用率が上がり、利益率50%の条件を達成して路線は廃止にならずに済みました。こうした機運を盛り上げていくには市民活動も必要だと思いました。

（中会長）

市民の関心や機運を高めないと維持できない部分もあるということ、他方で事務局は関係部局と連携を保ち、よりよい交通手段ができるようお願いしたいと思います。

（中久木委員）

再び歯科の問題ですが、市の取組みはしっかりしていると思いますし、かみかみ100歳体操など、住民に対して周知していただいています。

何年前か、松戸保健所で身体機能のフレイルに関する勉強会は多く行われていましたが、その前の段階、もっと早く出てくるオーラルフレイルはあまり取り上げられていませんでした。勉強会や会議に出席された方々が勉強を重ね、手軽に状態を把握できるようにしようとお話されていましたが、オーラルフレイルについてその後の取り組みはいかがでしょうか。

（国府委員）

松戸保健所管内の松戸市、流山市、我孫子市の健康づくり関連課の方々と一緒に、令和5年以降、地域職域連携推進協議会の中でフレイル予防に取り組んでいます。今年度はまさにオーラルフレイルと栄養に特化し、流山市と共に、リーフレットの作成、出前講座や研修会の実施に取り組んでいます。先ほど資料1の81ページでフレイル予防の説明があったように、今後も継続して流山市と一緒に取り組んでいきますので、今後ともよろしくお願いいたします。

(中会長)

現状について説明がありました。

(染谷委員)

全体的な計画はとても良いと思いますが、流山市の人口比率は他市と違い、若者の割合が大きい傾向があります。高齢者の人数は増加していますが、それに伴う介護者は決して多くありません。訪問看護への処遇手当はあるというお話がありましたが、ヘルパー、介護者の数も不足しているため、この方々への処遇も手厚くできる仕組みづくりが必要ではないでしょうか。

介護支援サポーターや生活支援コーディネーターなどいくつかある研修制度については、もう少し整理し、介護者の負担が減るよう、レスパイトのような形で在宅支援に充てられるような仕組みにしていかがでしょうか。

移動についてですが、障害分野を含め、送迎車両はいろいろなところで使われている現状があります。高齢者デイサービス、障害者の生活介護就労支援事業所、放課後等デイサービスの送迎などと、時間帯により車両が使用され混雑する一方で、日中は使われておりません。高齢者や障害者などの移動支援に利用することを検討し計画に書き込むべきであり、それに伴いPDCAサイクル（プラン、実行、チェック、改善）をきちんと行うことが大事なのではないかと思います。実効性をもって実施できるようよろしくお願いします。

(中会長)

染谷委員から３点のご意見がありました。

ヘルパーの処遇について、私が把握している限りでお話しさせていただくと、補助金が全く出ていないわけではなく、介護職員で介護福祉士の資格をお持ちの方については市から補助金が出ています。

他の意見について、事務局からお願いします。

(高橋福祉政策課長補佐)

染谷委員の交通手段のご意見に関しまして、計画へ具体的に書き込め

る部分はまだないのですが、国からもデイサービス、塾の送迎、スクールバス等、地域の移動手段として、車を総力戦で活用しないと地域の交通手段が確保できないという現状になっていると言われており、取り組む自治体が少しずつ増えているようです。流山市でも、いろいろなサービスの車が動いている状況なので、事業者にご協力いただきながら考えていかなければならないと承知しています。具体的な像は描けていませんが、課題として認識しているので、今後ご意見をいただければと思います。

（中会長）

それでは、議題（３）第７次障害者計画（案）および、第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画（案）について事務局から説明をお願いします。

（坂本障害者支援課長）

≪資料２ 第７次障害者計画（案） および 資料３ 第８期障害福祉計画（案）・第４期障害児福祉計画（案） について説明≫

（中会長）

ただ今の事務局からの説明について、ご意見ををお願いします。

（小林委員）

資料３第８期障害福祉計画の４６ページ真ん中、ウの居住系サービスに共同生活援助（グループホーム）の今後の見通しが書いてあります。

計画とずれますが、下の方、見込量確保の方策のところ、「新規開設にあたっては重度障害者の受入れが可能であり、短期入所施設が併設される「日中サービス支援型」とあります。これは軽度でなく重度の特に知的障害者が使うものです。ご存知かと思いますが、先日柏市のグループホームで管理者が利用者を虐待し死亡させる痛ましい事件があり、新聞でも報道されました。国は毎年、障害者の虐待に関し調査を行っており、居住系で起こる虐待には事業者、職員によるものがあり、こういう場所で起きるかと言いますと、１番目はグループホーム、２番目は障害者支援施設、生活を見ていただく場で虐待が起きているのは明ら

かです。柏市は中核市なので指導監査の権限がありますが、流山市でグループホームを作る場合は千葉県の管轄になります。県に任せるだけで良いのか、県の目が行き届くのか疑問です。日中サービス支援はかなりハードなサービスであるため、流山市としてグループホームを増やす場合の指導監督、研修は具体的に考えておられるのか、教えていただきたいです。

（坂本障害者支援課長）

分かる範囲でお答えします。委員の言われるとおりグループホームは県の管轄で指導は行きにくいのですが、国の方針としてグループホームの管理者は必ず研修を受ける制度が始まると聞いています。これについて県は時間がかかると見込んでおり、３年以内に全グループホームが研修を受けられればと考えているようです。また、グループホームの運営に不安を感じているようであれば、県で行っている運営を補助する事業やグループホームの支援ワーカーを派遣する制度について市から案内することは可能です。また、グループホームで不適切な扱い等があったという報告を受けた場合はもちろん市で虐待調査を行います。運営体制については、県と連携するのが基本の動きです。

またグループホームを開設いただく場合は、市町村意見申出制度というものがあり、認可を出すのが県であっても市に一度出向いてもらい、グループホームを開設したいと考える事業者と顔を合わせて話す機会があります。その中でどのようなホームにしたいのか、定員数やサービスについて相談し、流山市の計画では、日中サービス支援型をお願いしたいということ、設備や医療体制についての相談や、実施をできる所からお願いしたいという意見を伝えることができます。

さらに制度外ではありますが、新設して半年後に施設から話を聞いたり、様子を見たり、利用状況を確認する機会があるため、運営状況が適正か、虐待行為や人権侵害を行っていないか目を配っていかないと考えています。ご指摘のとおり難しい所が多いですが、必ず障害者の人権を守るといことはやっていきますので、市としてもいろいろな方向からグループホームの適切な運営をお願いしていきます。

（今井委員）

資料３の２ページに関して、先ほど高齢者支援計画の中にもありましたが、生きづらさ包括支援の高齢者・障害者の現代的課題への対応が書かれています。従来は高齢者・障害者・生活困窮者（低所得者）などの部門ごとの制度やマンパワーで対応していたところを、いろんな制度や職種の連携によって対応することは良い取り組みだと思います。従来から対応している部門別の問題との整合性というか今までの部門別の問題も生きづらさ包括の中に含まれると思いますが、交通整理をどのように行うのでしょうか。

（田村福祉政策課長）

第５期地域福祉計画概要版資料、６ページ下段の多機関協働事業の部分に記載があるように、それぞれの支援機関で受け止めた相談内容が複雑化・複合化した場合や、制度の狭間にあり様々な問題の解きほぐしを求められる場合に、市が各支援機関の役割分担や支援の方向性の整理をはかるものが多機関協働事業です。生きづらさ包括支援事業の中で、新たに設置されたものであり、福祉政策課において調整を行っています。

（染谷委員）

資料３の１２ページ、同行援護について、支援区分１以上で利用できるとの記載がありますが、区分がなくても唯一受けられる事業かと思いますので確認ください。

また移動支援の見込み量確保の方策について、今回医療的ケア児者への通学支援を記載されていますが、医療的ケア児者のみの通学支援を対象とすると読めてしまいます。先日、障害者支援課長から通学に重度の困難を抱えている方が５名いるという話をうかがったので、この重度の方々の通学に対して移動支援事業の中で実施するために見込量を確保しているのか、または全般的に通学のための移動支援を行う中で重度の方々に対する移動支援を行うのか、お聞かせください。

（中会長）

同行援護の区分と移動支援について質問がありました。

（染谷委員）

同行援護の区分については、後日回答で結構です。

（坂本障害者支援課長）

資料３の５０ページ、移動支援について回答します。見込量確保の方策の下段の文章を修正し、「重症心身障害児や医療的ケア児など、著しく通学が困難な障害児が通学できるよう体制整備を目指します」としました。

計画策定のためのアンケートの中で、特別支援学校の通学バスに乗れないというご意見が多くあり、アンケート外でも同様のご意見をいただいていたことから、移動支援事業としてそのようなこどもの通学に対応できるのかを事業者とともに検討していくため、「重度心身障害児や医療的ケア児など」という書き方にしています。

移動支援事業はすべての障害者の方が対象となりますので、先ほど委員がおっしゃられた重度通学支援の５人のみが対象というわけではありませんが、この５名のように特に通学のバスに乗れずに学校に行けないという声があったことから体制整備を目指すという趣旨でございます。

（染谷委員）

ありがとうございます。障害児者全般を対象とするという前提論で、医療的ケア児者という重度の方を含めて移動支援を検討したいとのことで理解できました。重度の障害児者の通学や、以前通所も含んでいた気がしますが、そこに特化した事業であるかのように読めてしまう部分があるので、もう少し丁寧に書くよう検討していただけるとありがたいと思います。

（ここまでの移動支援事業に関する補足）

移動支援事業は、すべての障害者の方が対象となりますが、余暇等の利用用途に限定され、移動支援事業を通学用途に利用することはできません。

上記の重度心身障害児や医療的ケア児の５人のように、障害や症状等により特に通学に困難を抱えている方については、特別に通学用途に利用できるよう体制整備を目指すものです。

(中会長)

50ページの説明について、変更余地はあるのでしょうか。

(坂本障害者支援課長)

検討いたします。

≪中久木委員 途中退席≫

(中会長)

それでは、議題(4)第2期成年後見制度利用促進基本計画(案)について、事務局よりお願いします。

(時田高齢者支援課長)

≪資料4 第2期成年後見制度利用促進基本計画(案)について説明≫

(中会長)

ただ今の事務局からの説明について、ご意見をお願いします。

(今井委員)

前回も話しましたが20ページの担い手の確保について、「流山市においては今後しばらくの間、専門職後見人の担い手が不足する可能性は低い」とありますが、しばらくの間とはどのくらいの期間なのか、また不足する可能性は低いという記載の数値的根拠はあるのかお聞きしたいです。

また専門職後見人が十分確保できるという意味合いの記載ですが、成年後見の活動は専門職後見人だけで良いのでしょうか。専門職の後見人は弁護士や司法書士の割合が多く、この方々が行っているのは財産管理が中心であるため、身上管理・監護(福祉サービスの契約や施設入所の契約手続きなど、被後見人等が安心して生活ができるように環境を整えること)への取り組みは薄いと考えます。そういう面のフォローまで手が回らない部分を市民後見人の助けを借りることも有り得ると思います。

流山市には市民後見人を統括する団体はありませんが、東葛地区にはNPOがあるので、市が主体となり機関を作ることにも検討していただきたいと思います。市民後見人に不安があるのであれば、市がリードしてそうした懸念に対応することも考えて良いのではないのでしょうか。

法律が変わるので需要が増え、認知症の方の割合も増えると考えられますので、受け皿を増やしておいてもいいのではないのでしょうか。姿勢が後ろ向きに見えるので、前向きに考えていただきたいと思います。

（中会長）

市民後見人がしばらくの間という不足しないという記載の根拠と、専門職後見人の足りない部分を市民後見人が補う点、市がリードして機関を作ることの検討という、3点の質問がありました。

（時田高齢者支援課長）

数値について資料を持っていないので、分かる範囲でお答えします。流山市ネットワーク会議で協議し、5年の期間を設け専門職の団体で受入可能な人数を聞き取り予測したものです。弁護士会・司法書士会・社会福祉士会からヒアリングしました。

（伊原健康福祉部長）

回答精査の時間をいただきます。

（補足）今井委員の質疑に対する時田高齢者支援課長の回答内容については精査し、次回審議会において再度回答する予定です。

（中会長）

時間の関係上、次回回答していただく形でよろしいでしょうか。

（時田高齢者支援課長）

はい、そのようにさせていただきます。

（中会長）

それでは今井委員の質問は次回回答といたします。

（染谷委員）

法律改正され、やめられる後見人制度となります。今までは一旦後見人をつけるとやめられなかったものが、法律が改正されたことで高齢の方、障害を持った方が、部分後見などいろいろな形で後見人をつけることができるようになります。そういったところの想定も加味していかないと、専門職後見人の不足についてあと5年大丈夫という判断が一言では言えないのでは、というご意見なのではないかと思いました。私も同様に感じているので、行政は法律改正を加味して考えていただきたいと思います。

（中会長）

法律改正に伴い、これを踏まえて検討をお願いしたいと思います。

（中会長）

他にご意見がないようでしたら、本日の審議はここまでとしたいと思います。

（中会長）

なお、ここまでの議論の進捗を見まして、予定表にありました10月27日（火）を想定していた予備日の審議会は開催しなくてもよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。開催なしに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手なし》

（中会長）

挙手なしということは、開催したほうが良いということでしょうか。

（染谷委員）

開催したほうが良いと思います。資料が膨大すぎて事務局からの説明が部分的になっており、私も要所で質問していますが、追いついていな

い状況です。5つの計画が一斉に改正される30年に1度のタイミングなので、もっと丁寧にやるべきと思います。1日なくてよいと手を挙げる人は少ないのではないのでしょうか。

（中会長）

3つの計画のうち、障害と高齢者の計画についても10月27日の予備日に発言してもらうか、成年後見制度の部分の回答が事務局から得られていないことを踏まえて成年後見の計画のみを10月27日に審議するか、ご意見いただければと思います。

私は、次回9月の審議会では障害と高齢者の計画の答申を審議して、成年後見の計画はまた審議してから改めて答申を考えるという意見なのですが、いかがでしょう。

（今井委員）

確認なのですが、成年後見の答申とそれ以外の答申は、一体ではなく別にしようということですか。

（中会長）

3つの計画は、それぞれ諮問されているので、答申はそれぞれ行います。

（田村福祉政策課長）

日程の確認をさせていただきます。次回、9月30日の第6回審議会があるので、今回保留になった質問の回答や計画の内容について審議していただき、ここで3つの計画についての答申案についても審議していただければ10月27日予備日が不要ではというご提案になります。

また、この後パブリックコメントの実施を予定しており、可能であればそれまでに答申をいただきたいと考えています。

（中会長）

パブリックコメントを実施する上で答申が終わってなくてはならないということですか。9月30日に事務局から質問への回答をいただき、併せて答申案についても審議していただきたいというスケジュールでし

ようか。９月３０日に審議した上で答申書の内容が確定しない場合、１０月２７日に答申書を作成するということでしょうか。

（高橋福祉政策課長補佐）

パブリックコメントの実施までに答申が終わっていないといけないということではありません。もう一度説明させていただくと、次回９月３０日の審議会では高齢者と障害の計画、２本についての答申案を議論していただきたいと思います。成年後見の計画については、私たちの説明が足りない部分がありましたので、次回も議論させていただき、可能であればその延長で答申案もご提示したいと考えております。次回９月３０日に成年後見の議論が足りないということであれば、１０月２７日の予備日も審議会を開催する流れでいかがでしょうか。

（中会長）

事務局から説明があったように、９月３０日は今回出てきた課題と答申書について審議していただき、時間が足りず不備がある場合は１０月２７日も継続審議していただく流れでいかかでしょうかということでした。よろしいでしょうか。

（中会長）

それでは、予定表のとおり９月３０日は答申書も併せて審議していただき、９月３０日にご理解いただければ１０月２７日は開催しない方針で、必要であれば１０月２７日に審議するという方針で進めさせていただければと思います。ご理解のほどよろしくお願いします。

《市長入室》

（中会長）

それでは事務局お願いします。

（田中福祉政策係長）

ただいまから、第５期地域福祉計画の答申を行います。なお、答申書の読み上げはいたしませんので、本日お手元に配布の答申書で内容を今

一度ご確認いただければと思います。

《 答 申 》

（井崎市長）

4月27日に諮問した「第5期地域福祉計画」について、5月22日、6月26日と計3回にわたる審議を経て、答申を頂きましたこと感謝申し上げます。

「第5期地域福祉計画」は、様々な福祉分野の基本となる、地域福祉の理念や方向性を定める計画であり、本計画からは第2期となる「生きづらさ包括支援事業実施計画」、新規に策定する「再犯防止推進計画」と一体的に策定することとなり、極めて重要な計画であると考えています。

答申の中でも、「障害者や高齢者など配慮を必要とする方も誰一人取り残さない」、「誰もが参加しやすい仕組み・配慮」といった地域共生の理念を特に意識して、より多くの市民や地域の皆様が「地域福祉の担い手」として、それぞれの立場や状況に合わせて活動に参加してもらえよう呼びかけていきます。

（田村福祉政策課長）

それでは、事務連絡をいたします。

（田中福祉政策係長）

次回、第6回の福祉施策審議会は、令和8年9月30日（水）午後2時から、ケアセンター4階研修室で行います。

開催通知については、後日送付させていただきます。

お忙しいとは存じますが、ご出席いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、令和8年度第5回流山市福祉施策審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。